

【対比表・ひな型】標準仕様書(内部帳票) 03 軽自動車税(種別割)

帳票No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	統一根拠となる様式	機能要件との対応		共通要件フラグ		分科会での論点	事務局方針案	WT②用			資料2		
				中分類の機能群	対応機能項番	カスタマーバーコード	電子公印			補足事項	検討方針・確認点			代替の可否(案)	
											EUC	画面確認			
1	課税台帳	紙媒体での保管、課税対象の確認、他機関への照会回答・法載時の別添資料として用いるため、システム上で管理している課税台帳を印字したものの。		1.1. 車両台帳管理				【確認事項】 利用団体があれば課税台帳をどのような目的で出力しているか確認したい。		◆検討方針 ①発行履歴を適切に管理する点で、出力必須帳票として定義することが望ましいと考えている	不可	不可			
2	車両異動登録一覧	入力内容のチェックのため車両情報の異動入力が行われた対象について、車両番号(標識番号)、車種、車台番号、納税義務者宛名情報、異動事由、処理日等を記載した一覧。 期間及び異動区分を指定して作成を行う。		1.2. 異動情報登録処理				【確認事項】 利用団体があれば軽自動車税の課税業務では、どのような目的で利用するか回答をお願いしたい。		◆検討方針 ①利用目的について追記を行い、必須帳票として定義を行う方針で考えている。 ◆確認点 ①異動に関する用語について以下の整理で考えているが、以下を踏まえ改めて記載内容について認識ご確認いただきたい。 ・異動事由: 申告、職権など異動処理が行われた事由 ・異動区分: 新規登録(取得)、変更登録、廃車登録などの異動の種類	不可	不可			
3	車両異動登録一覧														
4	異動集計表	車種及び異動事由区分ごとに対象件数を集計した集計表。								◆確認点 ①帳票概要を「異動区分ごと」の記載に修正しているが認識相違ないか。 ②利用頻度を踏まえるとEUCによる代替は困難という認識で相違ないか。(C市)	不可	不可			
5	課税異動登録一覧	課税情報の異動入力が行われた対象について、課税年度、賦課年度、税額、車両番号(標識番号)、車種、車台番号、納税義務者宛名情報、異動事由、処理日等を記載した一覧。 期間を指定して作成を行う。						【確認事項】 利用団体があれば軽自動車税の課税業務では、どのような目的で利用するか回答をお願いしたい。		◆検討方針 ①交付税資料はNo.65、66で出力必須帳票とする方向で考えているため、こちらの帳票要件では利用用途に含めない方向で記載したいと考えている。 ◆確認点 ①EUC代替を不可とし、帳票出力を必須とする方針で良いか。(D市、E市)	不可	不可			
6	課税異動登録一覧														
7	廃車済み車両一覧	廃車済み車両について、車両番号(標識番号)、車台番号、廃車事由、廃車年月日、標識返納の有無等を記載した一覧。								◆確認点 ①未返納標識の確認等、廃車登録済みの車両の一覧作成を想定しているが、必須帳票の認識で良いか。	不可	不可			
8	異動一括処理エラーアラートリスト	異動に係る一括処理を行った際にエラーアラートとなった対象の一覧。		1.2.17.～				【確認事項】 エラーチェック機能については機能要件1.2.17.～で定義している通りであるため、そちらに包有する方針で良いか。	エラーの検出が目的と想定しているため、機能要件側に包有する方針で問題ないと考えている。	◆検討方針 ①機能要件の検討を踏まえ、エラー対象は入力不可となるためアラートとなる対象の一覧として整理で考えている。	不可	不可			
9	異動一括処理エラーリスト														
10	初度検査年月未設定一覧	初度検査年月が未設定となっている対象車両の一覧。		1.2.19.				【確認事項】 機能要件1.2.19.で未入力のエラーチェック対象としており、該当帳票の必要性はないものと想定しているが相違ないか。		◆検討方針 ①初度検査年月はアラート対象と狙っているため、No.8に含まれる帳票として、当該帳票の別出しは行わない整理で考えている。	-	-			
11	異動一括処理結果リスト	異動に係る一括処理を行った処理結果の一覧。							画面確認で問題ないものと想定している。	◆確認点 ①一括処理該当と処理結果の突合においてどのように帳票を利用しているか確認したい。(C市) ②EUC代替可としている団体もいるが、基本的には一括処理結果リスト出力するまたは画面で処理結果を確認するような運用前提で問題ない	不可	可			

資料2

帳票 No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	統一根拠となる 様式	機能要件との対応		共通要件フラグ		分科会での論点	事務局方針案	WT②用			資料2	
				中分類の機能群	対応機能項番	カスタマーバー コード	電子公印			補足事項	検討方針・確認点	代替の可否(案)		
												EUC		画面確認
12	パンチデータ取込エラーリスト	申告書のパンチデータ取込を行った際に取込エラーとなった一覧。			1.2.15.				機能要件で検討済み	◆検討方針 ①機能WTの検討結果を踏まえ、オプションとしての整理で考えている。	不可	不可		
13	検査情報取込エラーリスト	J-LISから連携される検査情報の取込エラーとなった車両の一覧。		1.3. J-LIS(軽自動車検査情報市区町村提供システム)連携	1.3.3.				機能要件で検討済み	◆検討方針 ①機能要件1.3.で検討した通り、J-LIS連携に関連した帳票については、出力必須とする方針。	不可	不可		
14	検査情報取込エラーリスト													
15	検査情報取込済みリスト	J-LISから連携される検査情報の取込を行った車両の一覧。			1.3.3.				機能要件で検討済み	同上	不可	不可		
16	アンマッチリスト	対象車両の特定ができなかったアンマッチ分の車両の一覧。			1.3.5.				機能要件で検討済み	同上	不可	不可		
17	アンマッチリスト													
18	検査情報更新結果確認リスト	更新を行った対象車両の項目ごとに更新前/更新後の情報が記載された一覧。			1.3.9.				機能要件で検討済み	同上	不可	不可		
19	非課税一覧	報告資料等の作成のため、非課税対象者について、宛名情報等を記載した一覧。 非課税の事由(官公署非課税等)ごとに作成を行う。		2.1. 当初課税処理				【確認事項】 利用目的は当初課税対象から除外することと報告資料作成の元データという認識で相違ないか。	確認事項の前者については、2.1.1.の一括処理の中で当該区分は除外して課税処理を行うことを定義している。	◆検討方針 ①利用目的を追記し、必須帳票として定義を行う。 ◆確認点 ①EUCでの代替について、不可としている理由を確認したい。(C市、F市、H市、K市)	不可	不可		
20	非課税一覧								上記に包有される帳票として整理					
21	非課税一覧								同上					
22	課税情報の調査中課税保留一覧	課税保留(仕様書上は「課税区分の調査中」としている)課税区分で課税情報の調査中と設定されている対象者について、宛名情報、経過年数等を記載した一覧。						【確認事項】 利用目的は当初課税対象から除外することと報告資料作成の元データという認識で相違ないか。	確認事項の前者については、2.1.1.の一括処理の中で当該区分は除外して課税処理を行うことを定義している。	◆検討方針 ①帳票名については機能WTでの記載に合わせる方針とし、課税保留の記載については同様に総務省内で検討を進める。 ②経過年数の記載を追記。	不可	不可		
23	課税保留一覧													
24	課税免除一覧	課税免除対象者について、宛名情報等を記載した一覧。						【確認事項】 利用目的は当初課税対象から除外することと報告資料作成の元データという認識で相違ないか。		◆検討方針 ①課税免除の利用有無については団体間で差異があるが、課税区分としては法定区分であることから、当該区分対象者一覧の作成は関連する帳票要件として必須とする整理で考えている。	不可	不可		
25	重課税対象一覧	経年重課区分が設定されている対象者の宛名情報等を記載した一覧。									可	不可		
26	当初課税処理前エラーチェックリスト	当初課税処理を行う前に登録事項から抽出されたエラーの一覧			1.2.17.～			【確認事項】 エラーチェック機能については機能要件1.2.17.～で定義している通りであるため、そちらに包有する方針で良いか。 また、基本的に機能要件の中で登録時のエラーチェックとJ-LISデータとの突合でエラー分を解消する運用を前提として考えているが、各団体認識に相違あるか。		◆確認点 ①機能WTの議論では、登録時のエラーチェックと検査情報との突合チェックができれば問題ないとしていたため、当初課税処理前の台帳事項のチェックは不要という整理で問題ないか。	-	-		
28	当初課税処理前エラーチェックリスト				1.2.17.～									
29	当初課税処理前エラーチェックリスト				1.2.17.～									
30	当初課税処理前エラーチェックリスト				1.2.17.～									
31	当初課税処理前エラーチェックリスト				1.2.17.～									
32	当初課税処理前エラーチェックリスト				1.2.17.～									

帳票 No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	統一根拠となる 様式	機能要件との対応		共通要件フラグ		分科会での論点	事務局方針案	WT②用			資料2	
				中分類の機能群	対応機能項番	カスタマーバー コード	電子公印			補足事項	検討方針・確認点	代替の可否(案)		
												EUC		画面確認
33	当初課税処理前エラーチェックリスト				1.2.17.～									
34	車両マスタ更新リスト	当初課税処理を一括で行った際に更新された車両情報の一覧。								◆確認点 ①当該帳票は具体的には重課・軽課区分の更新があったものの一覧だが、No.26と同様に検査情報との突合時に更新され、結果が確認できれば問題ないようであれば、当該帳票は削除する整理で考えている。	-	-		
35	減免対象者一覧	機能要件3.2.2に該当する減免対象者の一覧。			3.2. 減免処理				◆参考:機能要件3.2.2減免対象抽出 抽出した減免対象者について、以下の項目をリストで出力できること。 【出力対象項目】 減免区分 車両情報(車台番号、車両番号(標識番号)、形状、用途) 納税義務者情報(氏名、住所) 手帳保持者情報(氏名、住所、障害名、障害等級、所有者との関係) 運転者情報(氏名、住所) 減免割合 減免額	◆検討方針 ①当該帳票は機能要件3.2.2に対応した帳票だが、前年度からの継続減免の対象者を含んだ減免要件を満たす対象者の一覧を想定している。 ②一覧上に必要な項目については各団体が差異があると考えられるため、各団体が任意の条件で一覧作成を行うことを前提にEUC代替可とする方向で考えている。	可	不可		
36	減免対象者一覧								上記に包有される帳票として整理					
37	減免申請発送者一覧	減免申請書の発送対象者について、宛名情報、車両番号(標識番号)等を記載した一覧。						【確認事項】 本帳票要件は減免申請書の作成を行った対象者のリストとして定義しており、機能要件3.2.2減免対象抽出において作成するリストと別途定義しているが、両方とも必要帳票の認識で相違ないか。		◆確認点 ①No.35は減免要件を満たす対象者として想定しており、減免申請書の発送対象とは一致しない場合もあると考えているが、認識を確認したい。(C市、E市、I市)	不可	不可		
38	減免未申告一覧	減免申請書の発送を発送したが申請のなかった対象者の宛名情報、減免区分を記載した一覧。						【確認事項】 利用団体があれば軽自動車税の課税業務では、どのような目的で利用するか回答をお願いしたい。		◆検討方針 ①各構成員で不要またはオプションで問題なしとしているため、当該帳票はオプションでの整理として考えている。	不可	不可		
39	減免決定通知書発送者一覧	減免決定通知書の発送対象者について、宛名情報、車両番号(標識番号)、減免区分等を出力順に記載した一覧。								◆検討方針 ①出力順である旨を帳票概要に補記し、必須帳票とする方向で考えている。	不可	不可		
40	更正決議書	更正に係る決議を行うために用いる更正決定通知書と同様の項目内容の決裁資料。 帳票は個票単位となり、一括または個別で作成を行う。		3.3. 更正(税額変更)処理	4.2.3.			【確認事項】 決裁の際に個票単位の決議書(更正決定通知書と同内容のもの)を利用する必要があるか。後述の更正決議書一覧のみあれば問題ないか確認したい。		◆検討方針 ①利用団体が限られる点及び、機能WTでの検討を踏まえ、オプションとして整理する方針。	不可	不可		
41	更正(税額変更)者リスト	更正(税額変更)の対象者について、調定年度、課税年度、通知書番号、車種、車両番号(標識番号)、納税義務者宛名情報、更正日、更正事由、更正前税額、更正後税額、差引税額を記載した一覧。			3.3.3.追加No.2			【確認事項】 40 更正決議書を利用せず、当該帳票を決裁時に運用することを想定した場合、最低限、帳票概要に記載している情報があれば問題ないか。	そもそも、40 更正決議書を利用しないことが難しいと考えられる場合はその理由等についてご回答いただきたい。	◆検討方針 ①機能WTでの検討を踏まえ、必須帳票として定義を行う方針。(対応機能項番は赤字で追記)	不可	不可		

帳票 No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	統一根拠となる 様式	機能要件との対応		共通要件フラグ		分科会での論点	事務局方針案	WT②用		
				中分類の機能群	対応機能項番	カスタマーバー コード	電子公印		補足事項	検討方針・確認点	代替の可否(案)	
											EUC	画面確認
42	更正決議集計表	構成更正に係る異動分について、車種、更正事由ごとに税額、件数、合計金額を集計した資料。			7.1.3. 追加No.1			【確認事項】 7.1.3.の機能で作成する異動分の集計表の一種という認識で相違ないか。	◆参考:機能要件.7.1.3.追加No.1 異動分について、指定の項目別に以下の増減集計表を作成できること。 【指定項目】 車種 納税義務者 課税区分 随時課税分(当初課税以外) ※課税区分に包有されていれば可 月 新/旧標準税率 軽自動車税種別割(軽課税率/重課税率)) 【集計対象】 車両台数 納税義務者数 調定額	◆検討方針 ①集計の内容については機能WTで検討済みのため、当該帳票要件は誤字修正のみ。	不可	不可
43	更正に関する連絡票(庁内)	収納部門に対して更正(税額変更)の内容を連絡するために用いる更正決定通知書と同様の項目内容の連絡票。 帳票は個票単位となり、一括または個別で作成を行う。			4.2.3.			【確認事項】 当該帳票を利用していない団体は、更正決定に際し収納部門への連絡はどのように行う運用かご教示いただきたい。		◆検討方針 ①利用団体が限られる点及び、機能WTでの検討を踏まえ、オプションとして整理する方針。	不可	不可
44	更正処理結果確認用一覧	更正に係る一括処理結果について、更正ごとに対象年度、通知書番号、車種、車両番号(標識番号)、更正日、更正事由、納税義務者宛名情報、納期限、更正前税額、更正後税額、差引税額を記載した一覧。			3.3.3. 追加No.2					◆検討方針 ①No.41更正(税額変更)者リストに含まれるものであるため、当該帳票要件は削除	-	-
45	課税物件異動通知書対象一覧	他市町村に対して課税物件異動通知書の送付を行った対象車両、納税義務者、異動内容の一覧。		4.2. 各種通知発行						◆確認点 ①一覧表としては不要としている理由について確認したい。(E市)	不可	不可
46	転出者一覧	転出者のうち市町村内に車両登録のある対象者の宛名情報、車名、車両番号(標識番号)等を記載した一覧。			4.2.7.					◆検討方針 ①機能要件4.2.7.]に対応した帳票として、対象者及び記載内容について追記を行い、必須帳票として定義を行う方針。	不可	不可
47	転出者変更通知書発送一覧	転出者変更通知書の発送対象者について、通知書番号、納税義務者宛名情報、車種、車両番号(標識番号)を記載した一覧。						【確認事項】 死亡者変更通知書についても発送一覧は必要という認識で相違ないか。		◆検討方針 ①構成員回答を踏まえ、死亡者変更通知書発送一覧についてはNo.48下行に記載する整理として進める。 ◆確認点 ①機能要件4.2.8.で転出者変更通知書の出力を必須としているため、対応する発senderリストとして必須帳票とする整理で問題ないか。(K市)	不可	不可
48	死亡者一覧	死亡者のうち市町村内に車両登録のある対象者の宛名情報、車名、車両番号(標識番号)等を記載した一覧。			4.2.7.					◆検討方針 ①機能要件4.2.7.]に対応した帳票として、対象者及び記載内容について追記を行い、必須帳票として定義を行う方針。	不可	不可
48_1	死亡者変更通知書発送一覧	死亡者変更通知書の発送対象者について、通知書番号、宛名情報、車種、車両番号(標識番号)を記載した一覧。								◆確認点 ①No.47の検討を踏まえ追加した帳票。帳票概要の記載について、認識相違ないか。	不可	不可
49	納税通知書発sender一覧	納税通知書の発送対象者について、通知書番号、納税義務者宛名情報、車種、車両番号(標識番号)、年税額を出力順に記載した一覧。 一括出力条件ごとに作成を行う。		4.4. 発行管理	4.4.1.					◆検討方針 ①出力順である旨を帳票概要に補記し、必須帳票とする方向で考えている。	不可	不可
50	納税通知書発sender一覧				4.4.1.							

資料2

資料2

帳票 No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	統一根拠となる 様式	機能要件との対応		共通要件フラグ		分科会での論点	事務局方針案	WT②用					
				中分類の機能群	対応機能項番	カスタマーバー コード	電子公印		補足事項	検討方針・確認点	代替の可否(案)				
											EUC	画面確認			
51	納税通知書(口座振替)発送者一覧	納税通知書(口座振替)の発送対象者について、通知書番号、納税義務者宛名情報、車種、車両番号(標識番号)、年税額、口座情報を出力順に記載した一覧。 一括出力条件ごとに作成を行う。		4.4.1.					同上		不可	不可			
52	更正決定通知書発送者一覧	更正決定(税額変更)通知書の発送対象者について、通知書番号、納税義務者宛名情報、車種、車両番号(標識番号)、更正前税額、更正後税額、更正日、更正事由を出力順に記載した一覧。							4.4.1.			同上		不可	不可
53	課税免除決定通知書発送者一覧	課税免除決定通知書の発送対象者について、通知書番号、納税義務者宛名情報、車種、車両番号(標識番号)を記載した一覧。							4.4.1.			◆検討方針 ①すでに外部帳票の検討において、課税免除決定通知書をオプションとしているため、関連する当該帳票もオプションとする方針で考えている。	不可	不可	
54	一括納期限変更処理エラーリスト	公示送達に伴う納期限一括変更を行った際に設定エラーとなった対象の一覧。		5.1. 返戻・公示処理					◆確認点 ①一括納期限変更処理を行った際にエラー分を画面表示できれば問題ないと考えているが、認識を確認したい。(D市、H市)	可	可				
55	執行停止一覧	執行停止の対象者について、宛名情報、車両番号(標識番号)、執行停止事由、設定日を記載した一覧。		6.2. 収納状況照会				【確認事項】 利用団体があれば軽自動車税の課税業務では、どのような目的で利用するか回答をお願いしたい。		◆検討方針 ①収滞納業務での利用帳票で各団体認識に相違ないことが確認できたため、当該帳票要件は削除を行う。	-	-			
56	未納者一覧	未納者について、対象年度、通知書番号、車種、車両番号(標識番号)、宛名情報を記載した一覧。						同上		-	-				
57	口座確認一覧表	調定、口座通知書発行、納税義務者(口座対象、口座対象外)別の件数・金額の集計表。			7.1. 調定処理	7.1.3.		【確認事項】 利用目的は庁内報告用の認識で相違ないか。		同上	-	-			
58	調定表(集計表)	歳入に計すべき入金が見込まれる金額、歳入予算科目、納入義務者の氏名(名称)などの集計表。 指定の条件により集計される、歳入に計すべき入金が見込まれるあるいは減額となる金額、納税義務者数、車両台数等の集計表。		7.1.2～7.1.3.追加 No.1			【確認事項】 調定表(集計表)作成の指定条件や集計対象については、機能要件で検討済みのため、当該機能を用いて任意の集計表を作成する運用イメージで問題ないか。	帳票概要について、より良い記載案があればご教示いただきたい。	◆確認点 ①D市記載案をもとに減額分についても包有する形で帳票概要の修正を行ったが、認識に相違はないか。	不可	不可				
59	調定表(集計表)														
60	調定表(集計表)														
61	調定表(集計表)														
62	調定表(集計表)														
63	調定表(集計表)														
64	市町村課税状況等の調	第33表の軽自動車税に関する調べ	あり(省令)		7.2. 統計	7.2.1.				◆検討方針 ①機能要件の方針と同様、システムからの出力が必須の帳票として定義を行う。	不可	不可			
65	交付税検収資料	交付税検査に用いる資料。	あり(省令)	7.2.2.					同上	不可	不可				
66	交付税検収資料附表	同上	あり(省令)	7.2.2.					同上	不可	不可				
67	車両一覧	車両台帳に登録のある車両情報の一覧。		7.2.3.					◆確認点 ①利用頻度や後続の事務について確認したい。差し支えなければ、他団体の回答状況を踏まえEUC代替可としても問題ないか。(C市)	可	不可				
68	課税一覧	課税区分が「課税」となっている車両の納税義務者宛名情報、車両番号(標識番号)、車種等の一覧。		7.2.3.				◆確認点 ①当該帳票は、課税区分が課税となったいる対象の全件リストを想定している。(G市)	可	不可					
69	盗難車一覧	盗難車として登録のある車両の車両番号(標識番号)、納税義務者宛名情報、車種、車台番号等を記載した一覧。		7.2.3.				◆確認点 ①課税区分の調査中(課税保留)の事由、廃車事由などで抽出可能な想定である。(I市)	可	不可					

帳票 No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	統一根拠となる 様式	機能要件との対応		共通要件フラグ		分科会での論点	事務局方針案	WT②用			資料2	
				中分類の機能群	対応機能項番	カスタマーバー コード	電子公印			補足事項	検討方針・確認点	代替の可否(案)		
												EUC		画面確認
70	他市町村車両一覧	は登録外の納税義務者が設定されている 車両の一覧。 市外ナンバーで廃車受付を行った車名、 車両番号(標識番号)、納税義務者宛名 情報、廃車日等の一覧。		7.2.3.						◆検討方針 ①D市指摘にあるように他市町村の廃車受付を 行った車両一覧のため、帳票概要の記載を見 直し。 ②課税物件異動通知書を作成する対象となる ため、必須帳票として定義を行う方針。	不可	不可		
71	納税組合リスト	納税組合毎の義務者数・課税台数・調定 額を把握するために使用する一覧。			7.2.3.						可	不可		
72	シミュレーション資料	翌年度の税額シミュレーション(軽減、重 課の件数予測)を行う際の根拠資料。		9.2. その他機能	9.2.1.					◆検討方針 ①要件に軽減、重課の翌年度予測である旨を 追記。	不可	不可		

資料2

回答項目と記入方法について

回答項目		選択肢	説明	補足
(1) 確認事項への回答・要件への意見		-	確認事項への回答や帳票要件の内容(帳票名、帳票概要、共通要件フラグ等)へのご意見を記入する欄	
(2) 利用状況・帳票 要否について	利用有無	①あり	自団体で該当帳票を利用している。	
		②なし	自団体で該当帳票を利用していない。	
		③その他	該当帳票の利用があるか判断ができない等(詳細は補足に記入)	
	帳票の要否	①必須	該当帳票は軽自動車税の課税業務上、必須帳票と考える。	
		②オプション	該当帳票は課税業務上、必須ではないが場合によっては必要またはあれば便利。	
		③不要	該当帳票について課税業務上の必要性を感じない。または廃止する方向で標準化することが望ましいと考えている。	
		④その他	該当帳票の内容・要否が不明等(詳細は補足に記入)	
	利用有無・要否に関する補足	-	「利用有無」や「帳票の要否」での回答内容に関する補足事項等の記入欄	
(4) 内部帳票の代替 可否について	代替の可否	可(画面確認可)	帳票出力に限定せず、画面確認ができれば問題ない。	※内部帳票のみ要回答
		可(EUC可)	EUCで出力する運用でも問題はない。(主にリスト関係の帳票を想定)	※内部帳票のみ要回答
		不可	画面確認やEUC対応は困難なため、帳票出力が必須。	※内部帳票のみ要回答
	代替可否の理由	-	上記代替可否の回答に関する理由や補足事項を記入する欄	※内部帳票のみ要回答

機能要件との対応について	
大分類の機能群	中分類の機能群
1. 車両情報管理（当初・更正）	1. 1. 車両台帳管理
	1. 2. 異動情報登録処理
	1. 3. J-LIS（軽自動車検査情報市区町村提供システム）連携
	1. 4. 異動履歴管理
2. 当初課税	2. 1. 当初課税処理
3. 更正	3. 1. 更正申告受付処理
	3. 2. 減免処理
	3. 3. 更正（税額変更）処理
	3. 4. その他更正処理
4. 交付	4. 1. 納税通知発行
	4. 2. 各種通知発行
	4. 3. 証明書発行
	4. 4. 発行管理
5. 返戻・公示	5. 1. 返戻・公示処理
6. 照会	6. 1. 物件照会
	6. 2. 収納状況照会
7. 調定・統計	7. 1. 調定処理
	7. 2. 統計
8. 検索	8. 1. 検索
9. その他	9. 1. システム管理
	9. 2. その他機能

※わかる範囲で第２レベルまで記載

※分類不能なものは9. 2. その他機能に含めて記載